

1 ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

本研究科は、大学の理念に基づき以下の能力を備え、かつ所定の単位を修得した学生に対して、修士（美術）、博士（美術）の学位を認定します。

【修士課程】

- (1) 異なる分野を複合させながら、既存の枠にとらわれない新しい芸術を探求・創造する能力
- (2) 現代社会の動向や地域特性をとらえ、アート・デザイン・芸術学の方法論を通じて問題解決へつなげ、具体的な提案ができる能力
- (3) グローバルな視野をもちながら、アート・デザイン・芸術学の研究や実践を評価・検証し、その成果を広く社会と連携し情報発信する能力

【博士課程】

- (1) 複合の視点からモノ・コトを要素単位で分析、解析し、現代芸術に限らず、社会的な課題等に関しても事象の本質を捉える能力
- (2) 表現と理論の双方から多面的にモノ・コトを捉えながら、発想の転換や理論の応用をもとに、現代芸術および社会に新しい視点を提示できる能力
- (3) 複合の視点からの学際的な研究に取り組み、その成果を社会に発信・適用していくことで、人々を巻き込みながら現代芸術や地域を牽引していく能力

2 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに基づく研究・教育の成果をめざし、複合芸術の対象領域をアート、デザイン、芸術学の3分野でとらえ、理論と実践から成る多用な複合の概念を踏まえた実践的なカリキュラムを、以下にカリキュラム・ポリシーとして示します。

【修士課程】

- (1) 教育課程は、複合芸術科目、複合芸術実践科目、制作技術演習科目、特別研究科目から構成します。
- (2) 複合芸術科目は、複数の研究分野を領域横断的に学ぶことで、複合芸術の多様な研究視点を獲得し、主体的に新しい芸術を探求・創造していくための論理的能力を養います。
- (3) 複合芸術実践科目は、複合芸術の専門性を芸術と社会をつなぐ媒体としてとらえ、地域と社会との関わりにおいて問題点を発見し、解決に導く実践力・発信力を養います。
- (4) 制作技術演習科目は、研究活動の実践を支える素材・媒体・技法・理論を修得し、新しい芸術を探求・創造するための技術を養います。
- (5) 特別研究科目は、個々が設定したテーマを継続的に研究することで、広く社会に応用できる企画力、構想力、計画力を養います。

(学修成果の評価)

学修成果は、演習・実習科目における時間外制作活動も含めた成果をもって評価します。また、授業の到達目標や内容、成績評価方法・基準等をシラバスで明示し、厳正で客観的な成績評価を行います。

【博士課程】

- (1) モノ・コトの複合性を要素単位で紐解く自立した研究を通じて、自らの分析力と解析力で現代芸術のみならず社会的事象の本質を捉える力を養う。
- (2) 表現と理論双方からの研究を通じて、複合の視点に基づく発想の転換や理論の応用を新たな表現や課題解決策につなげる力を養うとともに、表現と理論が相互に裏付けされた研究成果を導く。
- (3) 複合の視点からの研究を通じた表現や理論の成果を社会に広く発信する力と、実社会に適用させ人々を巻き込む求心力を養う。

(学修成果の評価)

学修成果は、研究展開科目・研究指導科目における時間外制作時間も含めた成果をもって評価します。また、「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の提出資格」の条件となる「査読付き論文」や「審査を経て展覧会等に採用された作品等」も含めて学修成果を評価します。授業の到達目標や内容、成績評価方法、基準等をシラバスで明示し、厳正で客観的な成績評価を行います。

3 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

【修士課程】

(受入の基本方針)

本課程は、次のような目的意識を持った学生を受け入れます。

- (1) 新しい芸術を探求する意欲のある人
- (2) グローバルな視野と地域への視点を併せ持つ人
- (3) 他者と協働しながら主体的に制作や研究に取り組める人

(入学前に修得しておくことを期待する内容)

- (1) 自身の専門分野における知識や動向に関する理解
- (2) 研究内容を的確に他者へ伝えることのできる表現力
- (3) 地域や社会で生じている課題に対する思考力

(求める人材像)

(1) 一般選抜

芸術を通じて、新たな価値や社会的課題に取り組む意欲のある人を求めます。

(2) 一般推薦

大学等において優れた成績を修め、芸術を通じて、新たな価値や社会的課題に取り組む意欲のある人を求めます。

【博士課程】

本課程は、現代芸術を「複合の視点」から理論化を試みる研究を行うことで、現代芸術領域および社会に新鮮な視点や思考の転換を発信し、新たな道筋を示しながら現代芸術領域の拡張と持続可能な社会の構築に広く貢献する表現者、リーダーおよび研究者を育成することを教育目的とする。

この目的を達成するために本課程が求める人材像は次のとおりとする。

- (1) 複合の視点から自立した研究に取り組み、表現手法の拡張や現代芸術の理論化を深求していく人
- (2) モノ・コトの成り立ちを解析し、領域を横断する高い観点から、自らの創造性や思考の転換に基づく成果によって、芸術領域および社会に新たな価値を提示する人
- (3) 現代芸術の研究を通じて、複合の視点からの理論化に取り組み、「複合芸術」の体系化を担っていく意欲のある人

(入学前に修得しておくことを期待する内容)

- (1) 自身の研究分野についての知識や学術的動向に関する理解
- (2) 自身の研究分野と接続する他の学術分野・実践分野の知識や動向に関する理解
- (3) 研究内容およびその学術的意義を的確に他者に伝えることのできる表現力
- (4) 地域や社会で生じている課題に対する領域横断的な思考力

(求める人材像)

複合芸術の研究を通じて、新たな文化価値の創出に取り組む意欲のある人を求めます。さらに、異なる領域の実践と理論の複合を通じて社会的課題の解決を目指す人を求めます。

4 開設科目の区分

本研究科では、現代芸術領域における複合的かつ高度な知識や技術を学ぶことができるよう、体系的に科目を配置するとともに、組織的に教育・研究を展開します。

科目区分については、修士課程において「複合芸術科目」「複合芸術実践科目」「制作技術演習科目」「特別研究科目」の4つの科目区分を配置します。

博士課程においては、「研究基盤科目」「研究展開科目」「研究指導科目」の3つの科目区分を配置します。

5 授業科目の種別

本研究科の科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目に区分されます。

- (1) 必修科目
卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目
- (2) 選択必修科目
選択ではあるが、科目区分等によって、特定のグループの中から必ずどれかを選択しなければ

ならない科目

(3) 選択科目

学生自身の学修意欲で、履修することができる科目

6 授業方法等

(1) 授業形態

①講義

学問の方法や研究の成果について、教員から学生へ講義する授業の形式

②演習

学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした授業の形式

③実習・実技

講義などで学んだ技術や方法などを実施又は実物にあたって学ぶ形式の授業

(2) 授業時間

本学の授業時間は次のとおりとします。

1 時限	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0
2 時限	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
3 時限	1 2 : 5 0 ~ 1 4 : 2 0
4 時限	1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
5 時限	1 6 : 1 0 ~ 1 7 : 4 0
6 時限	1 7 : 5 0 ~ 1 9 : 2 0

ただし、演習、実習等では、上記と時間帯を異にする場合があります。

(3) 集中講義

科目によっては、時間割に定めた時間とは別に、集中講義で授業を実施します。集中講義は原則として、夏季休業期間に実施します。

(4) 休講

授業科目の担当教員にやむを得ない事情が生じた場合は、授業を休講にすることがあります。担当教員から届出があり次第、ポータル等で周知します。

(5) 補講

休講等で必要な授業回数が確保されない場合、これを補うための補講を行います。担当教員から届出があり次第、ポータル等で周知します。

(6) 集中講義

教育の質の向上を図るため、授業の最終日までに授業アンケートを実施します。

7 欠席

(1) 公欠

忌引（決められた親族に限る）、学校保健安全法施行規則第 18 条に規定された感染症、教育実習、介護等体験実習、教職入門、学校体験実習、博物館実習、実習先事前訪問が理由で欠席する場合、公欠届を提出することにより、欠席時数に算入されません。

公欠届の提出により、事務局から各担当教員へ欠席理由を連絡しますが、学生本人からも必ず各担当教員へ欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

※忌引および感染症が理由で欠席する場合は事由が止んだ後 1 週間以内、実習等が理由で欠席する場合は欠席日の 5 日前までに学生課へ届出を提出すること。期限を過ぎて提出した場合、公欠として認められないことがある。

※届出は添付書類が必要な場合があるので、詳細については学生課に事前確認すること。

※就職活動、インターンシップは公欠にならない。

(2) 公欠以外

① 1 ヶ月以上の欠席

疾病その他やむを得ない理由により引き続き 1 ヶ月以上欠席しようとする場合は、診断書を添付のうえ欠席届を事務局学生課に提出してください。欠席届の提出により、事務局から担当教員へ欠席理由を連絡しますが、学生本人からも必ず担当教員へ欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

② その他の欠席

学生本人から各担当教員へ直接欠席理由を伝え、補講・課題等の指示を受けてください。

8 授業形態ごとの単位数

本学では、授業科目ごとに単位数を定め、一定の単位の修得をもって卒業の要件としています。各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算します。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実習・実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮した時間の授業をもって 1

単位とする。

- (5) 前4号の規定にかかわらず、修士論文・修士制作については、これに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

9 修了要件

修士課程を修了するためには、2年以上（入学前の既修得単位を勘案した在学期間短縮ができる場合は1年以上）在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより32単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文（3万字以上）又は修士制作および修士制作報告書（5,000字以上）の審査および試験に合格することが必要です。

博士課程を修了するためには、3年以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより17単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、1）博士論文（12万字以上）又は2）博士論文（4万字以上）および制作・活動（博士論文と同等程度の成果物又は複合芸術としての活動記録）の審査および試験に合格することが必要です。1）で修了する場合、査読付き論文3本以上（内、1本以上は学外研究機関）を必要とします。2）で修了する場合、査読付き論文1本以上と作品発表もしくは複合芸術としての活動（海外における発表もしくは活動を含むことが望ましい）を必要とします。

10 履修手続き

履修手続きは、単位を修得するために必要な手続きであり、これを怠ったり、誤ったりすると、単位が認定されないことになるので、慎重に手続きを行ってください。

(1) 履修科目の決定

履修科目は、時間割表、開設科目一覧、シラバス等によって適切に決定してください。

(2) 履修登録

履修登録は、所定の登録期間内に履修登録システムで行ってください。

履修登録後、所定の変更期間内に履修登録の変更、取り消しができます。また、変更期間後、所定の取消期間内に履修登録の取り消しができます。

(3) 履修制限

次に掲げる授業科目は、履修することができないので、注意してください。

- ①履修登録をしていない授業科目
- ②授業時間が重複する授業科目
- ③在学している年次よりも上級の年次に配当されている授業科目
- ④既に単位を修得した授業科目

このほかに、履修に当たって特別の制約がある場合があるので注意してください。制約については、各科目シラバスの履修上の注意欄を参照してください。

(4) 再履修

単位の修得が認められなかった授業科目については、次年度以降に再度履修登録をして、当該授業科目を再履修することができます。

11 単位認定

(1) 単位認定

単位修得の認定は、定期試験、平常の成績、レポート、作品、実技、授業への姿勢等により行います。単位認定・評価方法については、シラバスの評価方法を参照してください。

評価・単位認定のためレポート・制作物の提出期限は厳守してください。事情により追試験や提出期限の延長を行うことがあります。

(2) 他大学における修得単位の認定

本学学則に定める他の大学院における授業科目の履修あるいは本学入学前の修得単位について、学長が教育上有益と認める場合は、合わせて20単位を限度として修了に必要な単位数に参入することができます。

12 アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）

本研究科は、以下の指針をもとに学生が修得した知識、技能、ならびに思考力、表現力、社会実践力、領域複合能力を多面的かつ総合的に評価します。

【修士課程】

(1) 評価の内容

複合芸術科目（複合芸術論、複合芸術応用論（実践）、複合芸術応用論（理論））では、知識とその応用力を評価します。複合芸術実践科目（複合芸術演習、複合芸術実習）では、グループワークおよび社会実践における協働、領域の横断・複合、企画、ディレクション等の力を、複合芸術科目で修得した知識の活用と各自の研究の社会的意義の洞察の点から評価の対象とします。制作技術演習科目（制作技術研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）では技術と思考の力を評価します。特別研究科目（特別研究Ⅰ・Ⅱ）では、これらを総合し、研究内容の深化と展開について評価します。

(2) 評価の方法

知識とその応用力に関しては、課題レポートおよび口頭発表により評価します。協働、領域複合、企画、ディレクションの力は授業における口頭発表、成果報告書、実践の具体的成果（展覧会、アートプロジェクト、製品やプログラムの開発、公共型イベント、地域計画、事業企画等）により評価します。技術と思考の力は実技・作品により評価します。研究内容の深化と展開は、研究概要書、口頭発表、最終研究成果（学位審査に提出された論文／作品・活動、および研究成果報告書）により評価します。

なお、オムニバス授業や共同授業の形式を採る授業（複合芸術科目、複合芸術実践科目

における成績評価は、授業担当教員の個別判定の総合で行います。個別指導授業（制作技術演習科目、特別研究科目）においては、指導担当教員により成績評価が行われます。

(3) 評価の基準

科目の成績は、可能な限り達成度を数値化して評価し、次に示す「秀、優、良、可、不可」の評語で評価します。

評価と評定			
評価	評定（100点）	GP（グレートポイント）	評価の基準
秀	90点以上	4.0	基本的な目標を十分に達成し、 きわめて優秀な成果をおさめている
優	80～89点	3.0	基本的な目標を十分に達成している
良	70～79点	2.0	基本的な目標を達成している
可	60～69点	1.0	基本的な目標を最低限達成している
不可	60点未満	0	基本的な目標を達成していない

(4) 点検および改善

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性および実現可能性を考慮し、研究科委員会において定期的に見直しと改善を行い、結果を教務委員会に報告します。

【博士課程】

(1) 評価の内容

研究基盤科目（複合芸術研究法）では、研究遂行のための基礎的手法についての理解力を評価します。研究展開科目（複合芸術表現研究Ⅰ・Ⅱ、複合芸術理論研究Ⅰ・Ⅱ）では、学生個別の研究遂行能力を思考力、表現力、社会実践力、領域複合能力等の点から評価します。研究指導科目（複合芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）では、これらを総合し、研究内容の深化と展開および研究の学術的意義について評価します。

(2) 評価の方法

研究遂行のための基礎的手法についての理解力に関しては、授業内での課題実践、レポートおよび口頭発表等により評価します。研究遂行能力については、表現と理論それぞれの領域的立場から、授業内でおこなう調査（文献・フィールド）、執筆（論文・論考）、制作（作品・活動）等について評価します。研究内容の深化と展開および研究の学術的意義に関しては、研究概要書、口頭発表、最終研究成果による評価と併せて「博士論文」又は「博士論文および制作・活動の成果物」の提出資格の条件となる「査読付き論文」や「審査を経て展覧会等に採用された作品等」も含めた学修成果を評価します。

なお、オムニバス授業や共同授業の形式を採る授業（研究基盤科目、研究展開科目）

における成績評価は、授業担当教員の個別判定の総合で行います。個別指導授業（研究指導科目）においては、指導担当教員により成績評価が行われます。

(3) 評価の基準

科目の成績は、可能な限り達成度を数値化して評価し、次に示す「秀、優、良、可、不可」の評語で評価します。

評価と評定			
評価	評定（100点）	GP（グレートポイント）	評価の基準
秀	90点以上	4.0	基本的な目標を十分に達成し、 きわめて優秀な成果をおさめている
優	80～89点	3.0	基本的な目標を十分に達成している
良	70～79点	2.0	基本的な目標を達成している
可	60～69点	1.0	基本的な目標を最低限達成している
不可	60点未満	0	基本的な目標を達成していない

(4) 点検および改善

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性および実現可能性を考慮し、研究科委員会において定期的に見直しと改善を行い、結果を教務委員会に報告します。

13 成績の通知

(1) 成績の通知

学期ごとに、成績を通知します。通知時期は、ポータル等で確認してください。

(2) 成績への異議申立て

成績の通知日から8日間（土日・祝日は除く）までに、異議申立ての手続きを行うことができます。成績に異議がある場合は事務局まで申し出てください。

14 不正行為について

(1) 以下のいずれかに該当する行為は不正行為とみなされます。

① レポート提出の場合

- ・他人が作成した文書やレポート等の一部又は全部をあたかも自分が作成したものとして提出する行為
- ・引用を明記せずにインターネット上のデータや画像等をそのまま利用する行為
- ・過去に提出した自分のレポートをそのまま再利用して提出する行為

② 作品（論文含む）提出の場合

- ・他人が作成した作品・文章をあたかも自分が作成したものとして提出する行為
- ・他人の著作物（イラスト、写真、動画等）を無断で利用するなど著作権の侵害にあ

たる行為

③筆記試験の場合

- ・ 予め用意した模範解答（カンニングペーパー）を見る行為
- ・ 他人の答案を見る行為および他の学生に自分の答案を見せる行為
- ・ 本人以外による受験
- ・ 許可のないものを使用する行為
- ・ 私語を交わす行為および試験中の物の貸し借り
- ・ 監督の指示および注意に従わない行為

(2) 不正行為に対する処分

不正行為を行った学生については、当該不正行為のあった学期に履修した全ての授業科目の評価を原則不可とします。